

## 友愛活動事業に関するQ&amp;A

## 1 ふれあい交流会・声かけ訪問 共通

項目	質問の内容	回答
補助対象者	【Q1-1】対象者の判断基準に「同居者以外の人との交流が週1回未満」とありますが、同居者以外の人には別居の親族は含まれますか。	親族も含まれます。ご近所、友人、仲間と同様に、別居の家族や親族との交流が週1回以上ある方は、原則として補助の対象外となります。
	【Q1-2】補助対象の「地域社会から孤立するおそれがある人」について、詳しく教えてください。	対象者は、同居者以外の人（ご近所、友人、仲間、別居の親族等）との交流が週に1回未満の人、閉じこもりや認知症等で孤立するおそれがある人を想定しています。交流回数が週に1回未満で、活動者（ボランティア）の目から見て「放っておけない」「気になる」と思われる方を活動者及び団体にて判断し、対象者としてください。 例として次の様な方を想定しています。 (1)相談ごとやちょっとした手助けで頼れる人がいない。 (2)スポーツや趣味の会、地域の集まり等へ定期的（月1回以上）に参加していない。 (3)孤独であると、常にあるいはしばしば感じる。  ※同居者以外の人（ご近所、友人、仲間、別居の親族等）との交流が週1回以上ある方は、原則として補助対象外です。
	【Q1-3】地区行事に参加せず、社会参加や人との交流が少ない人であれば、70歳未満の同居者がいる日中独居の人も対象者として良いですか。	70歳未満（状態により65歳未満）の同居者がいる方は、日中独居であっても補助の対象外となります。 対象者は次の（1）（2）のいずれかに該当し、地域社会から孤立するおそれのある方です。 (1)70歳以上の方のみ世帯の世帯員 (2)65歳以上の認知症、閉じこもり等である方のみ世帯の世帯員 なお、（1）と（2）の対象者が同一世帯であっても補助対象となります。
	【Q1-4】ふれあい交流会に参加している人も、声かけ訪問の対象になりますか。	ふれあい交流会等の地域活動に参加されない孤立のおそれがある方が声かけ訪問の対象となりますので、交流会に参加している方は対象外となります。ふれあい交流会を欠席するようになったなど心配がある場合は、訪問に切り替えることも可能です。
	【Q1-5】デイサービスや介護ヘルパー利用者は、サービス利用の際に安否確認ができていますが、このような人は対象になりますか。	友愛活動事業の目的は安否確認のみではありません。介護サービスを利用していても、孤独感の解消が必要で、地域社会から孤立するおそれがあると判断されれば友愛活動の対象となります。

項目	質問の内容	回答
対象者	【Q1-6】親が80代、障害のある子が50代の二世帯の場合、対象者（対象世帯）になりますか。	同居する家族が50代ですので補助の対象にはなりません。 このようなケースで、地域社会から孤立するおそれがある場合は、地域包括ケア推進課、各地区の地域包括支援センター等へご相談ください。
	【Q1-7】対象者は誰がどのように把握するのですか。	活動団体の活動者（ボランティア）が自ら、あるいは地域包括支援センターや民生委員からの紹介・連携により対象者を把握し、友愛活動をします。
補助額・支払い	【Q1-8】市の予算額を上回る申請があった場合、補助額はどれになりますか。	予算内での交付となりますので、予算額を上回った時は案分して交付決定（確定）します。その場合、ふれあい交流会は500円未満、声かけ訪問は150円未満の補助額になります。
	【Q1-9】補助金の概算払いはできますか。	従来のふれあい会食の補助金は概算払いをしていたため、活動終了後に返金いただくことがありました。返金事務に係る活動団体の負担を減らすため、令和6年度からは原則として確定払いとします。 なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払いも可能ですので、希望される団体はご相談ください。

## 2 ふれあい交流会

項目	質問の内容	回答
対象団体	【Q2-1】補助金交付団体の単位は1つの町（行政連絡区）単位ですか、それとも1つの地区単位ですか。	行政連絡区単位、地区単位のどちらでも申請できます。 友愛活動は、孤立するおそれがある高齢者の孤独感の緩和及び地域社会との持続的な人とのつながりを支援することを目的としており、身近な単位で定期的な交流会の開催を基本と考えています。地区単位または行政連絡区単位で申請するかは、活動団体の規模や状況に合わせてお決めください。
補助対象となる活動	【Q2-2】サロン活動は補助の対象になりますか。	どなたでも参加できるサロン事業とは異なり、お茶のみサロン等の地域活動に参加される機会が少なく、地域社会から孤立するおそれがある高齢者を対象とした事業ですので対象外となります。
	【Q2-3】趣味やスポーツのサークル活動は対象になりますか。 また、地区で行っているはつらつ体操の集まりは対象になりますか。	特定の趣味やスポーツ、介護予防等が主な目的ではない、地域社会から孤立するおそれがある高齢者の孤独感の緩和を目的とした活動が対象となります。 また、はつらつ体操を行うはつらつ倶楽部は、孤立防止の側面もありますが、介護予防を目的とした事業です。 友愛活動は、地域活動に参加する機会が少なく、地域社会から孤立するおそれのある高齢者※を対象としているため、はつらつ体操に参加される方は友愛活動の対象外となります。 はつらつ倶楽部につきましては、冷暖房費や講師謝礼等、活動に必要な経費に対して補助金を交付する「長野市介護予防クラブ補助金交付事業」がありますのでこちらをご活用ください。  ※同居者以外の人（ご近所、友人、仲間、別居の親族等）との交流が週1回以上ある方は、原則として補助対象外です。

項目	質問の内容	回答
補助対象者	【Q2-4】従来のふれあい会食会に参加していた人が、地域社会と交流できている人であれば、対象から外れてしまいますか。	従来のふれあい会食会に参加していた人が、ふれあい交流会に参加しなくなることで孤独を感じるようであれば対象となります。
開催頻度	【Q2-5】年に6回以上の実施計画がないと申請できないのはなぜですか。	年に1～2回の交流会では孤独感の緩和につながりにくいことから、人とのつながりの機会が増えるよう6回以上としています。 なお、同居以外の人との交流を毎日している高齢者に比べ、交流が少ない人は要介護状態や認知症に至りやすく、月に1回未満の場合、寿命が短くなるとの研究結果を参考にしています。
参加費	【Q2-6】補助金で賄いきれない交流会経費の不足分を、参加者本人から徴収しても良いですか。	参加費として参加者本人から集金するか否かや金額については、各活動団体でお決めください。
交流会の内容	【Q2-7】友愛活動の対象者である孤独感のある人と、孤独感のない元気な人と合同で、交流会を開催しても良いですか。	元気な方と一緒に交流会を開催することは可能ですが、友愛活動の対象者のみが補助の対象となります。 また、サロンなどに参加できない方が集まりやすい内容で少人数の交流をするという場合にも、活用しやすいように見直しを行いましたのでご理解をいただき、地域社会との交流が少ない人が参加しやすいよう、ご配慮ください。
	【Q2-8】昼食会ではなく、お茶会程度でも補助対象になりますか。	お茶会も補助の対象になります。実施内容については、食事の提供も含め各活動団体でお決めください。
	【Q2-9】開催場所は公的施設に限定せず、飲食店等でも良いですか。	開催場所の規定はありません。ただし、高齢者が参加しやすい場所での開催が望ましいです。
	【Q2-10】男性の参加者が少ないのですが、男性が参加するにはどのようにしたら良いでしょうか。	参加する場や相談する人が少ない方が参加しやすい場として、少人数であまり語らずとも過ごせるような集まり（例えば、お寺での法話や座禅の会、読書会、ボードゲームの集いなど）を実施している団体もあります。
対象経費・補助額	【Q2-11】申請当初は年に6回の実施計画を立てましたが、感染症が流行したため1回中止し、5回しか実施できませんでした。補助金は出ますか。	災害や感染症拡大等のやむを得ない事由により中止した場合は、年に6回開催できなくても、5回分は補助対象となります。ただし、団体の都合により中止した場合は、補助額が0円となりますのでご注意ください。
	【Q2-12】ふれあい交流会の運営ボランティアの食事代は補助対象になりますか。	活動団体ボランティアや、お招きした役員の食事、茶菓子代は補助対象になりません。 なお、補助対象となる交流会実施経費は次のものが挙げられます。 ・講師謝金（活動団体ボランティアが講師の場合は除く。） ・ふれあい交流会に参加した対象者の弁当代、材料費、茶菓子代 ・消耗品費、印刷製本費 ・電話代、郵送代、保険料 ・会場使用料、物品の賃借料 等

項目	質問の内容	回 答
対象経費・補助額	【Q2-13】1人あたりの経費が500円かからない場合でも、補助金は500円交付されますか。	活動実施後に実施報告書と精算書を提出していただきます。開催に要した対象経費と年間の補助予定額（補助対象者の延べ参加人数×500円）を比較し、小さい方の額が補助確定額になります。 なお、1回の開催あたりの補助予定額は20人分（10,000円）までです。
	【Q2-14】補助額が、参加した対象者の2～20人分となった理由を教えてください。	地域社会から孤立するおそれがある高齢者の孤独感の緩和及び地域社会での持続的な人とのつながりを支援することを目的としており、日頃、人との交流が少ない人が参加しやすい少人数の交流会をイメージしています。 対象者が参加しやすい雰囲気、顔なじみの関係づくりができるよう、小さな単位での開催を基本と考えています。
領収書	【Q2-15】1人あたり500円を超えた交流会経費の領収書は、保管する必要がありますか。	超過した額も含め、開催に要した経費については、これまでどおり収支帳簿に記録し、保管をしておいてください。

### 3 声かけ訪問

項目	質問の内容	回 答
補助対象者	【Q3-1】他のボランティア団体が友愛活動の対象としている人であっても対象となりますか。	対象者1名に対し、訪問する団体への補助は1団体のみとなります。
対象経費・補助額	【Q3-2】補助金の150円はどのように使ったら良いですか。	活動者（ボランティア）が声かけ訪問に要した電話代やガソリン代などの弁償分としてお使いください。 また、どの活動者がどの対象者をいつ訪問したか等は市への報告に必要になりますので、活動記録を控えておいてください。
	【Q3-3】活動に要した電話料の領収書を用意することが困難です。どのようにしたら良いですか。	市への電話料金の領収書の提出は必要ありません。各活動団体の会計の管理方法で帳簿に記録し、保管しておいてください。 なお、どの活動者（ボランティア）がどの対象者をいつ訪問したか等は市への報告に必要になりますので、活動記録を控えておいてください。